

○島根県警察における情報セキュリティに関する訓令

(平成17年3月10日島根県警察訓令第5号)

島根県警察情報セキュリティポリシーに関する訓令(平成13年島根県警察訓令第27号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察情報システム(以下「県警察情報システム」という。)及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及び当該基準を組織的に実施し、島根県警察における情報セキュリティを維持するための基本的事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 県警察情報システム 島根県警察が設置する情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 県警察情報システムに記録された情報(書面に記載された情報であつてその内容が県警察情報システムに入力されたものを含む。)

イ 県警察情報システムから出力された情報

ウ 県警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であつて島根県警察職員(非常勤嘱託員及び臨時的職員を含む。以下「職員」という。)が職務上取り扱うもの

エ 県警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(情報セキュリティ管理者)

第3条 警察本部に、情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を統括するものとする。

(情報セキュリティ委員会)

第4条 県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、警察本部に、島根県警察情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充てる。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第5条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理しなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、委員会の審議を経て情報セキュリティ管理者が定めるものとする。

(職員の責務)

第6条 職員は、県警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第7条 警察本部に、情報セキュリティ監査責任者を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査の実施を統括するものとする。

3 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(細目的事項の委任)

第8条 この訓令で定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日島根県警察訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月30日島根県警察訓令第26号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成23年3月17日島根県警察訓令第8号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月26日島根県警察訓令第39号)

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。